

「屋外広告物適正表示推進月間」（7月）の実施について

1 趣旨

屋外広告物を取り巻く状況については、沿道の禁止地域に設置された野立広告、自己敷地からはみ出した置広告、無許可の広告物等の違反広告物が多数設置され、良好な景観の形成及び交通の安全が阻害されていることから、違反是正に関する一層の取組が求められているところである。

このような中、違反是正に関する取組の一環として、平成17年度から、毎年7月を「屋外広告物適正表示推進月間」として定め、県及び市町村による簡易除却の実施や広報活動、警察による違反行為の取締りの強化を行っている。

今年度においても、標記月間に係る取組みを行い、県、市町村、警察及び道路管理者において違反広告物対策を重点的に実施することにより、屋外広告物の適正な表示の推進を図ることとする。

2 取組の内容

(1) 県、市町村における取組

ア 簡易除却の実施

はり紙、はり札等の簡易除却が可能な違反広告物について、本月間中に重点的に除却を行う。

特に近年、不動産業者が物件案内用のはり紙及びはり札を道路上に設置している例が多くみられ、まちの景観及び交通の安全を阻害する要因となっており、住民からの苦情も多数寄せられているところであるため、本月間中、重点的な除却、是正指導を実施する。

イ 広報・啓発活動

ホームページや広報紙（誌）への掲載等、多様な方法により広報・啓発活動を行う。

(2) 警察及び道路管理者における取組み

各所管法令に基づき違反広告物の取締りを行う。